



資料 3

消政策第54号
平成26年2月28日

消費者委員会委員長
河上 正二 殿

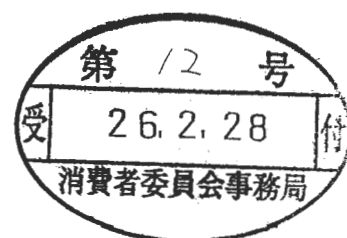
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

森 ま さ こ



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する消費者庁の実施状況について

平成25年8月6日付けの貴委員会の「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対し、消費者庁の実施状況を別紙のとおり報告する。



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する
消費者庁の実施状況について

(建議事項1-1)

消費者庁及び警察庁は、詐欺的投資勧誘による被害の発生・拡大防止を図るため、以下の関係法令の執行強化に向けた措置を講ずること。

- (1) 警察庁は、未公開株、社債、集団投資スキーム持分等の取引やこれらの被害からの救済を装う悪質な利殖勧誘事犯に対し、引き続き重点的な取締りを推進すること。その際、警察庁及び消費者庁は、都道府県警察と都道府県における消費者行政部局との一層の連携及び自治体間の連携の強化を推奨すること。
- (2) 消費者庁は、詐欺的投資勧誘に係る事案のうち、外観上は「権利取引」であっても、実態が手数料等を徴収する販売代行等である場合のように特定商取引法の規制対象となる「役務取引」に対し、同法を適切に執行すること。また、消費者庁は、当該執行実績を取りまとめ、都道府県に周知するとともに、個別の事案に係る都道府県からの問い合わせに対し、明瞭かつ具体的な形で技術的助言を行うことにより、都道府県による同法の適切な執行を支援すること。
- (3) 消費者庁は、消費者安全法に基づき、詐欺的投資勧誘に係る事案においても、消費者への注意喚起や事業者に対する勧告・命令等の措置を適切に講ずること。
- (4) 消費者庁及び警察庁は、特定商取引法の執行力強化のため、地方自治体及び都道府県警察に対し、同法執行担当部局における都道府県警察との人的交流や弁護士等の専門家との連携等の取組を進めるよう推奨すること。

【消費者庁の実施状況】

① 建議事項1-1(1)について

消費者庁では、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく注意喚起を行う際、事案に応じて都道府県に対し、警察にも相談を促す旨の働きかけを行うことで、警察と消費者行政部局との連携を推進している。

地方公共団体間の連携の強化のため、独立行政法人国民生活センターでは、PIO-NETにより、全国の消費生活センター等で受け付けた消費生活相談の内容を各地方公共団体へ提供し、全国の消費生活相談において参照できるようにして

おり、相談件数が急増する傾向にある事業者や商品・サービスなどの情報については、消費生活相談早期警戒システム（PIO-ALERT）によりいち早く提供している。さらに、地方公共団体間の情報共有の早期化に資するよう、平成27年度に実施予定のPIO-NET刷新においては、仮登録の仕組みの導入、入力項目の削減等を行い、消費生活相談情報の登録・提供の迅速化等を図ることとしている。

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に関しては、従前から消費者庁の「特商法・割販法執行NET」（※1）により、調査情報及び執行事例等について、関係各機関との共有を図っており、各機関による重複調査を回避することに加え、各機関による情報共有によって、合同調査等を行うことを可能にしている。また、執行強化に向けた情報交換の場として、地域ブロックごとに定期的に、消費者庁・各経済産業局と管轄都道府県の執行担当部署の責任者が、悪質商法・事業者の傾向や相談内容などについて情報交換・意見交換を行っている。このほかに、消費者庁又は経済産業局が個別の事案ごとの相談に応じており、都道府県による執行に積極的な協力を行っている。

地方の消費生活センター相談員を構成員とする消費者庁の「情報検討ネットワーク」（※2）においても、情報交換を密に行うことにより、地方公共団体間の連携を推進している。

（※1）特定商取引法等の執行を担当している各機関が行っている調査情報や、過去に行われた行政処分等の執行事例等を関係各機関が検索、閲覧することができるデータベース。これにより各機関における厳正な法執行、執行の効率化、執行機能の強化等が図られている。

（※2）現場の相談員を中心に構成したメンバーにより、電子掲示板や情報交換会を通じて様々な情報交換や意見交換を行うことで、財産被害の未然防止、拡大防止を目指すもの。

② 建議事項1-1(2)について

外観上は「権利取引」であっても、実態が手数料等を徴収する販売代行等を行うような事例については、販売代行という役務の提供として特定商取引法の規制の対象となると考えられる。平成24年6月19日に処分したやよいトレード株式会社の事案は、「CO2排出権」の店頭デリバティブ取引に関する役務提供と捉えて、行政処分を行ったものである。本件事案についての問合せが都道府県より寄せられており、それらについて迅速かつ丁寧に対応してきたところである。

③ 建議事項1-1(3)について

詐欺的投資勧誘においては特定商取引法や金融商品取引法（昭和23年法律第25号）等の関係法令の隙間を狙った事案も多いことから、こうした事案を含むいわゆる「隙間事案」に対応するため、多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令の権限に係る規定が導入された改正消費者安全法（平成25年4月1日施行）に基づき、施行の日より平成26年2月末までに6件の注意喚起及び2件の勧告を行った。

④ 建議事項1-1(4)について

消費者庁では、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（平成24年7月12日）において、地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への提言をまとめ、その中で、都道府県警察から執行担当部署への職員（警察OBを含む。）の受入れにより執行体制を強化することや、執行担当者の法解釈や事実認定などの能力を高めるために弁護士などの専門家との連携を図ることについて推奨しており、「地方公共団体における消費者教育の事例集」（平成25年6月28日）においても、他の都道府県等の新たな取組の参考となるよう、全国から収集した取組事例を紹介し、情報提供を行っているところ。

平成25年度の現況調査によれば、都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当者が警察OBを非常勤職員等として採用している場合や、県警等との人事交流を行っている場合の人数は141名となっている（都道府県109名、政令指定都市32名）。

(建議事項 1-2)

消費者庁は、詐欺的投資勧誘による被害の発生・拡大の防止及びその回復を図るため、以下の制度整備に向けた措置を講ずること。

- (1) 電話等を端緒とした不意打性の高い取引形態において、欺瞞的権利取引により、深刻な消費者被害が多数生じているとの実態に鑑み、特定商取引法における指定権利制の在り方又はこれと類似の制度の整備について検討を行うこと。
- (2) 違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入について検討を進めること。
- (3) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の成立に努め、同法が成立した場合には、その円滑な運用を図ること。

【消費者庁の実施状況】

① 建議事項 1-2 (1) について

詐欺的投資勧誘への対応として特定商取引法における指定権利制を撤廃することについては、法制面、実行面の双方から、慎重に検討していく必要があり、消費者庁の見解は本件建議の別紙 2 「特定商取引法の指定権利制の廃止に関する論点」に対する消費者庁の考え方^(※)において明らかにしているところ。

本指摘にあるような消費者被害への対応に当たっては、こうした事案を含むいわゆる「隙間事案」に対応するため、多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令の権限に係る規定が導入された改正消費者安全法（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づき、施行の日より平成 26 年 2 月末までに 6 件の注意喚起及び 2 件の勧告を行った（再掲）。同法附則において、施行後 5 年を経過した場合に、施行の状況について検討を加えることとなっており、詐欺的投資勧誘に対する有効性についても検証を行い、必要に応じて、所要の措置を講じてまいりたい。

また、本件建議にある、違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入を含め、消費者庁に設置した「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において議論が行われ、平成 25 年 6 月にその取りまとめを得たところであり、被害の状況や現行法令の執行状況を十分に踏まえ、優先順位をよく検討した上で、必要な分野についての法制的な制度設計を検討してまいりたい。

(※) 概要は以下のとおり。

- ① 詐欺的投資勧誘は存在自体が許されない詐欺行為であるにもかかわらず、訪問販売等の取引を公正にするために書面交付等のルールを定めている特定商取引法の規制に

置いてしまうと、詐欺であっても一定のルールにさえ従えば、特定商取引法上その存在が許される取引になる、という誤ったメッセージを出すことになるおそれがある。

- ② 詐欺的投資勧誘を行う者は、例えば一定の事業を同じ組織で継続して行っていくことなどには関心がないため、特定商取引法による業務停止命令等の行政処分をしても、その実効性の確保が期待できないと考えられる。

以上のことから、詐欺的投資勧誘への対応としての特定商取引法の改正については慎重な検討が必要である。

② 建議事項 1-2 (2) について

違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入を含め、消費者庁に設置した「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において議論が行われ、平成 25 年 6 月にその取りまとめを得たところであり、被害の状況や現行法令の執行状況を十分に踏まえ、優先順位をよく検討した上で、必要な分野についての法制的な制度設計を検討してまいりたい（再掲）。

③ 建議事項 1-2 (3) について

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）は、平成 25 年 12 月 4 日に成立し、同月 11 日に公布された。現在、施行（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、制度の周知・広報活動や、政令、内閣府令、認定・監督の指針（ガイドライン）の策定などの準備活動を行っているところである。

(建議事項3)

消費者庁、警察庁、金融庁及び厚生労働省は、消費者自らによる詐欺的投資勧誘被害の未然防止を図るため、以下の措置を講ずること。

- (1) 消費者庁、警察庁及び金融庁は、テレビ等の媒体を通じ、詐欺的投資勧誘の手口、被害回復が困難な実態等に関する情報を提供することにより、高齢者等への注意喚起を引き続き積極的に行うこと。
- (2) 消費者庁は、消費者行政部局に加えて、地域包括支援センター、介護支援専門員(ケアマネージャー)、民生委員等の高齢者と身近に接する者や、都道府県警察、消費者団体、事業者団体等の多様な主体が、高齢者への注意喚起・見守りを地域において密接に連携して行う体制の普及に努めること。
- (3) 消費者庁及び警察庁は、都道府県及び都道府県警察において行われている詐欺的投資勧誘や利殖勧誘事犯に係る消費者への注意喚起・高齢者の見守りについて、その効果的・先駆的事例を取りまとめ、他の都道府県及び都道府県警察へ提供すること。
- (4) 高齢者の二次被害の防止を図るため、消費者庁は、高齢者宅に通話録音装置を配置し、情報・証拠の収集を図る取組を進め、その全国展開を検討すること、また、被害者層に対する効果的な被害防止対策として、警察庁は、利殖勧誘事犯等に係る犯行グループから入手した名簿掲載者に対し、積極的な注意喚起を行うこと。
- (5) ① 厚生労働省は、高齢者の権利擁護の推進を図る観点から、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者等の財産管理や契約を支援するため、市民後見人の育成・活用を始めとする成年後見制度に係る地方自治体の取組への助成制度(市民後見推進事業)の周知や取組事例の情報提供等を積極的に行うこと。
② 厚生労働省は、精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常的金銭管理等を支援するため、地方自治体への助成等を行うことにより、日常生活自立支援事業の普及等に努めること。

【消費者庁の実施状況】

① 建議事項3(1)について

消費者庁では、政府広報を活用した注意喚起や、地方公共団体、関係機関等の協力を得ての普及啓発活動を展開している。平成25年度には、高齢者を狙った特殊詐欺(振り込め詐欺等)や悪質商法の被害を未然に防止するため、政府広報として、昨年に引き続き平成25年9月から『高齢者の消費者トラブル未然防止』啓発キャンペーン」を実施し、詐欺的投資勧誘における代表的な手

口及び対処法の紹介や相談窓口の周知に取り組んだほか、国民生活センターにおいて、高齢者被害の掘り起こしと注意喚起を目的に「ねらわれてます高齢者悪質商法110番」を同年9月に実施した。

また、国民生活センターにおいて、全国各地からの要請を元に「消費者問題出前講座」として、高齢者及びそれを見守る周囲の方などを対象に、消費者問題の専門家を派遣し、各種の消費者問題等を分かりやすく説明する等の取組を行っているほか、高齢者等に被害が多い悪質商法の手口などの情報を分かりやすくコンパクトにまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度配信しているところであり、引き続き、高齢者等への注意喚起に努めていく。

② 建議事項3(2)について

本件建議及び「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」(平成25年8月6日)も踏まえ、平成25年10月から12月に消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会を4回開催し、消費者への注意喚起・見守りを地域において密接に連携して行う体制の構築を含む報告書を取りまとめたところ。

その中で、多様な主体が参画する地域ネットワークを持続可能なものとするための地域協議会の設置や個人情報保護法制上の特例等について法整備が必要であるとの指摘があったことを踏まえ、消費者安全法の改正を含む法案を平成26年通常国会に提出予定である。

地方公共団体における体制の構築については、地方消費者行政活性化基金(先駆的プログラムを含む。)により、「地方消費者行政強化作戦」(平成26年1月30日)(※)も踏まえつつ、引き続き支援を行うこととしている。

また、消費者教育推進会議の下に小委員会を設置し、「高齢者・障害者見守りにおける効果的な情報提供方策等」などを検討しているところ。

(※) 基金を通じた当面の政策目標を設定したもの。「相談体制の空白地域解消」、「相談体制の質の向上」、「適格消費者団体の空白地域解消」の3つを柱とする。

③ 建議事項3(3)について

消費者庁では、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」(平成24年7月12日)や「地方公共団体における消費者教育の事例集」(平成25年6月28日)を取りまとめ、消費者への注意喚起・高齢者の見守りについて、他の都道府県等の新たな取組の参考となるよう、全国から収集した取組事例を紹介し、情報提供を行っているところ。

更なる先駆的事例に関する情報提供等を行うため、地方消費者行政活性化基

金（先駆的プログラムを含む。）により、引き続き支援を行うこととしている。

④ 建議事項3（4）について

消費者庁では、地方公共団体と連携して、電話をきっかけとした消費者トラブル抑止を図る「高齢消費者の二次被害防止モデル事業」を平成25年9月より開始した。岩手、千葉及び大分の3県の対象市町村において、①高齢者に定期的に電話をかけて注意喚起や見守りを行うとともに、②通話録音装置を設置して悪質な業者からの通話を録音し、高齢消費者への相談・あっせん対応や手口公表・行政処分等への活用を図っている。

また、地方消費者行政活性化基金で支援する先駆的プログラムのテーマの1つとして「悪質事業者による消費者被害の防止の強化」を設定し、地方公共団体で実施される、電話による見守り、通話録音装置や迷惑電話拒否機器等の機器を使った取組を支援している。これらの取組は、岩手、新潟、富山、東京、三重、山口、福岡及び大分の8都県で実施されている。

消費者庁では、モデル事業や先駆的プログラムで悪質事業者対策に取り組む地域等における効果や課題などを分析・検証して、地方公共団体向けの手引きを作成し、平成26年度以降、地方消費者行政活性化基金により、全国各地での同種・類似の取組を促すこととしている。